

戸籍証明書等請求書

南 部 町 長 様

令和 年 月 日

※請求についての注意事項は裏面をご覧ください

1	窓 口 に 来られた方	住 所 ☐ 南部町大字			
		電話番号 ()			
		フリガナ	生年月日	大 昭 平	年 月 日
		氏 名			

2	必要な戸籍 等の表示	本 籍 ☐ 上記住所に同じ 南部町大字	
		筆頭者の氏名 ☐ 上記申請者に同じ	個人事項証明（抄本）の場合必要な方の名
	戸籍に記載されて いる方からみた関係	☐ 本人 ☐ 配偶者（夫・妻） ☐ 直系親族（父・母・祖父・祖母・子・孫・ひ孫等） ☐ 代理人 ☐ その他（ ） → 下記4請求の理由の記入が必要です	

3	証 明 書 の 種 類	戸 籍	☐ 全部事項証明書（謄本）	通	
			☐ 個人事項証明書（抄本）	通	
			☐ 一部事項証明書〔 〕	通	
		改製原戸籍	☐ 謄 本	通	
			☐ 抄 本	通	
		除 籍	☐ 全部事項証明書（謄本）	通	
			☐ 個人事項証明書（抄本）	通	
			☐ 一部事項証明書〔 〕	通	
		戸籍の附票	☐ 全部の写し（謄本） ☐ 本籍・筆頭者の表示 [現・除]	通	
			☐ 一部の写し（抄本） ☐ 本籍・筆頭者の表示 [現・除]	通	
			☐ 廃棄証明	通	
		そ の 他	☐ 受理証明書	証明に必要な届〔 届 〕	通
			☐ 届書等情報内容証明書	届出年月日〔 令和 年 月 日 〕	通
			☐ 届書記載事項証明書	届出年月日〔 令和 年 月 日 〕	通
			☐ 戸籍電子証明書提供用識別符号		通
☐ 除籍電子証明書提供用識別符号			通		
☐ 身分証明書 ※ご本人、親権者以外は委任状が必要です			通		
☐			通		

4	請求の理由	☐ 権利行使・義務履行のため	※ 使用目的、提出先等くわしく記入してください
	〔 2で「その他」に ☑ を付けたとき 〕	☐ 国又は地方公共団体の機関に 提出するため	
		☐ その他	

5	請 求 者 〔 「1窓口に来られ た方」と違うとき 〕	住 所			
		電話番号 ()			
		フリガナ	生年月日	大 昭 平	年 月 日
		氏 名			

----- 窓口取扱者使用欄 -----

本人 確認	1点確認 (写真付)	☐ 運転免許証 ☐ 番号カード ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 官公署発行の身分証明書 ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他 () [No.]	権 限 書 類	☐ 委任状 ☐ 申立書 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 資格証明書 ☐ 社員証 ☐ 疎明資料 ()			
	2点確認	☐ 健康保険証 ☐ 介護保険証 ☐ 後期高齢者被保険者証 ☐ 公的年金手帳又は年金証書 ☐ 印鑑登録証明書 ☐ その他 () [No.]		受付	作成	点検	交付

計 円

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかな場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

6. 届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別な事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

7. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

8. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

9. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。